平成２３年（フ）第８０１５号
大阪市東淀川区下新庄４丁目11番３―501号
債務者　澤野こと　田頭　麻美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６８２号
横浜市中区初音町１丁目21番地１　302号室
債務者　佐藤　美江（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８２７号
横浜市鶴見区市場東中町６番１号
債務者　土田きよみ
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２０６号
神奈川県藤沢市藤が岡１丁目12番Ｃ１―101号
債務者　有川　矢剛
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２２７号
横浜市南区南太田１丁目32番16号
債務者　長谷川　隆
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３０号
横浜市金沢区富岡東１丁目５番20号　コムーネ富岡302
債務者　滝口　　明
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３６号
横浜市泉区和泉町3999番地10　村田コーポ202
債務者　水島あかね
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４９号
静岡県焼津市田尻北325番地　都田ハイツ105号室
債務者　岩ヶ谷せつ子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０８号
静岡県浜松市南区安松町62番地の11　ウエストハイツ202
債務者　松下亜紀奈
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第２４９２号
川崎市中原区新城中町17番14号　エクセレント302
破産者者　細井　　篤
1　主文　当裁判所が平成23年10月４日午後４時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「川崎市中原区下新城２丁目６番32―403号」とあるのを、「川崎市中原区新城中町17番14号エクセレント302」と更正する。
2　決定年月日　平成23年12月８日
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第８０号
三重県松阪市田村町458番地19、開始決定時の住所三重県松阪市中道町591　グリーンコーポセブンズシルクＡ102号
破産者　墓堂　　寛
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第８１号
三重県松阪市射和町678番地１
破産者　墓堂　嘉久
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

破産手続終結中更正

平成２３年（フ）第６３号
佐賀市大和町大字久池井596番地13、前住所佐賀市呉服元町11番３号
破産者　古賀　　勲
1　主文　当裁判所が平成23年11月17日になした破産手続終結決定中、破産者の住所につき「佐賀市呉服元町11番３号」とあるのを、「佐賀市大和町大字久池井596番地13、前住所佐賀市呉服元町11番３号」と更正する。
2　決定年月日　平成23年12月５日
佐賀地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１３８号
富山市向新庄1372番地４
破産者　酒井　鉄夫
1　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
2　一般調査期日　平成24年３月６日午前10時
平成23年12月６日　　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１８号
静岡市駿河区中島482番地の１ザ・エンブルサウス静岡303号、開始決定時の住所富山市八人町４番11号
破産者　蛯谷　正純
1　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
2　一般調査期日　平成24年３月６日午前10時15分
平成23年12月６日　　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０４４号
京都府京田辺市草内犬伏25番地１
破産者　ミートショップまるにしこと　西尾　猛
1　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
2　一般調査期日　平成24年２月１日午後１時30分
平成23年12月９日
京都地方裁判所第５民事部破産係